

○東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和58年3月31日東大阪市規則第23号

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)その他別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(一般廃棄物処理施設の許可証)

第2条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

第3条 削除

(許可証の書換え)

第4条 市長は、第2条又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18若しくは省令第12条の5に規定する許可証(以下「許可証」という。)の記載事項に変更があったときは、その許可証を書き換え、交付しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第5条 許可証の交付を受けた者は、当該許可証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、市長に許可証再交付申請書を提出して許可証の再交付を申請することができる。

(許可証の返納)

第6条 許可証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、当該許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可の有効期限の満了により効力を失ったとき。
- (2) 事業の全部を廃止したとき。
- (3) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を廃止したとき。
- (4) 許可を取り消されたとき。
- (5) 亡失した許可証を発見したとき。

(産業廃棄物再生利用業の指定の申請等)

第7条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による産業廃棄物再生利用業の指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、産業廃棄物再生利用業指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、指定には期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

(指定の基準)

第8条 市長は、再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物(以下「対象産業廃棄物」という。)の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行おうとする者から指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ指定をしてはならない。

- (1) 対象産業廃棄物の排出事業者のみから委託を受けて再生輸送を行うこと。
- (2) 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力がそれぞれ省令第10条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (3) 排出事業者から対象産業廃棄物を無償又は再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らか料金で引き取ること。
- (4) 再生輸送において生活環境の保全上支障が生じないこと。

2 市長は、対象産業廃棄物の処分(以下「再生活用」という。)を業として行おうとする者から指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ指定をしてはならない。

- (1) 対象産業廃棄物の排出事業者のみから委託を受けて再生活用を行うこと。
- (2) 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力がそれぞれ省令第10条の5各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (3) 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
- (4) 排出事業者から対象産業廃棄物を無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らか料金で引き取ること。
- (5) 再生活用の過程において生じる産業廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- (6) 排出事業者との間において、対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (7) 再生活用において生活環境の保全上支障が生じないこと。

3 再生輸送を業として行おうとする者又は再生活用を業として行おうとする者から指定の申請があった場合において、申請者がそれぞれ再生輸送又は再生活用を的確に遂行するに足る知識及び技能を有すると市長が認めるときは、第1項第2号の適用については当該申請者の能力が省令第10条第2号イに掲げる要件に、前項第2号の適用については省令第10条の5第1号ロ(1)又は同条第2号ロ(1)に掲げる要件に適合するものとみなす。

(欠格事由)

第9条 市長は、指定を受けようとする者が、法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる事由のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

(指定証の交付)

第10条 市長は、指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業指定証を交付しなければならない。

(変更の承認)

第11条 指定を受けた者は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、市長に産業廃棄物再生利用業変更承認申請書を提出して承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第7条第2項、第8条、第9条及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(変更又は廃止の届出)

第12条 指定を受けた者は、当該指定に係る事業の一部を廃止したとき又は次に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業指定変更・廃止届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人

(3) 法人でその役員又は政令第4条の7に規定する使用人

(4) 個人で政令第4条の7に規定する使用人

(5) 事務所及び事業場の所在地

(6) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

(7) 取引関係

(8) 再生利用の目的

(9) 再生利用の方法

2 指定を受けた者は、当該指定に係る事業の全部を廃止したときは、その日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業指定変更・廃止届出書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の届出により指定証の記載事項に変更があったときは、その指定証を書き換え、交付しなければならない。

(指定証の再交付の申請)

第13条 指定証の交付を受けた者は、当該指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、市長に産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書を提出して指定証の再交付を申請することができる。

(指定の更新の申請期限)

第14条 指定を受けた者が当該指定に付された第7条第2項の期限の満了後も引き続き当該指定に係る事業を行おうとするときは、当該期限の満了日前30日までに、産業廃棄物再生利用業指定申請書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定を受けた者が法若しくは法に基づく処分若しくはこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反する行為をしたとき、第8条第1項各号若しくは同条第2項各号に適合していないと認めるとき又は法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定証の返納)

第16条 指定証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、当該指定証を市長に返納しなければならない。

(1) 指定の期限の満了により効力を失ったとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 指定を取り消されたとき。

(4) 亡失した指定証を発見したとき。

(帳簿の記載及び保存)

第17条 指定を受けた者は、帳簿を備え、産業廃棄物の再生輸送又は再生活用について、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

再生輸送	1 再生輸送年月日 2 排出者ごとの再生輸送量 3 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送量
再生輸送の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに指定番号又は許可番号 3 受託者ごとの受入量 4 委託料金の額
再生活用	1 受入れ又は再生活用年月日 2 排出者ごとの受入量及び受入料金 3 再生活用の方法及び再生活用量 4 再生活用によって生じる廃棄物の持出先ごとの持出量

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における前項に規定する事項について記載を終了していなければならない。

3 第1項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(報告)

第18条 指定を受けた者は、毎事業年度開始前に産業廃棄物再生利用業事業計画書を、毎事業年度終了後3月以内に産業廃棄物再生利用業事業報告書をそれぞれ市長に提出しなければならない。

(提出文書の様式等)

第19条 次の表の文書等の欄に掲げる書類の様式は、それぞれ様式の欄に定めるところによる。

文書等	様式
第2条の規定による一般廃棄物処理施設設置・変更許可証	様式第1
第5条の規定による許可証再交付申請書	様式第2
第7条第1項及び第14条の規定による産業廃棄物再生利用業指定申請書	様式第3
第10条(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物再生利用業指定証	様式第4
第11条第1項の規定による産業廃棄物再生利用業変更承認申請書	様式第5
第12条第1項及び第2項の規定による産業廃棄物再生利用業指定変更・廃止届出書	様式第6
第13条の規定による産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書	様式第7
第18条の規定による産業廃棄物再生利用業事業計画書	様式第8
第18条の規定による産業廃棄物再生利用業事業報告書	様式第9

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類に許可証又は指定証を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物再生利用業変更承認申請書又は産業廃棄物再生利用業指定変更・廃止届出書を提出する場合(指定証の記載事項に変更のない場合を除く。)
- (2) 許可証再交付申請書又は産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書を提出する場合(許可証又は指定証を亡失した場合を除く。)

(細目)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において現に効力を有する大阪府知事が行った処分又は同日において現に大阪府知事に対して行っている届出若しくは報告で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において市長が行った処分又は市長に対して行った届出若しくは報告とみなす。

附 則(昭和60年10月1日規則第76号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成4年7月13日規則第42号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成10年1月14日規則第1号)
1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)第10条の規定に基づき交付されている指定証で、その効力を有するものについては、改正後の東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第10条の規定に基づいて交付されている指定証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第7条の規定により行われている申請については、新規則第8条の規定は、適用しない。
- 4 前項の申請の指定の基準については、なお従前の例による。

附 則(平成13年1月5日規則第2号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第9号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第52号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第47号)抄

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和3年12月28日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1(第2条・第19条関係)

一般廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、 設置
第9条第1項 変更 の許可を受けた

一般廃棄物処理施設であることを証する。

東大阪市長



許可の年月日	年 月 日	許可番号	
施設の種類及び 処理する 一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合には速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第2(第5条・第19条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり申請します。

許可証の種類			
許可年月日及び許可番号	年	月	日 第 号
申請の理由			
添付書類 許可証 (亡失した場合を除く。)	※ 受 付 欄		
	※係員印		

(注) ※印の欄には記入しないこと。

様式第3 (第7条第1項・第14条・第19条関係)

(表)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号
第10条の3第2号 の指定を受けたいので、
次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸 送 の 別	
	取り扱う産業廃棄物 の 種 類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
事業開始予定年月日		
		※ 受 付 欄
		※係員印

(注) ※印の欄には記入しないこと。

(裏)

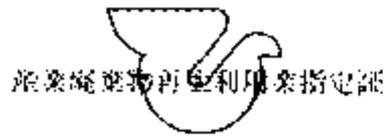
再生利用 の 方 法	再生利用の用に供する 施設の種類、数量、設 置場所及び能力	種 類	数量
		設置場所	
		能 力	t・m ³ /日
	再生利用の用に供する 施設の方式構造及び設 備の概要		

取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	

添付書類及び図面

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類。 2 事業場付近の見取り図 3 業務を行う役員及び従業員名簿 4 生活環境保全上の対策を記載した書類 5 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 6 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書 7 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類 8 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類 9 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 10 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 11 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | <ol style="list-style-type: none"> 12 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 13 更新にあつては指定証
(注) 指定の更新を申請する場合には、上記の書類及び図面のうち8、9、11、12、13以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。 |
|--|--|

様式第4(第10条・第11条第2項・第19条関係)



東大阪 第 号
年 月 日

住 所
氏 名

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第 9 条 第 2 号
第 10 条 の 3 第 2 号 の規定により、次の

とおり指定したことを証する。

東大阪市長

印

指定年月日及び 指 定 番 号		年 月 日 第 号
事 業 の 範 囲	事業の種類	
	取り扱う産業 廃棄物の種類	
指 定 期 限		
指 定 条 件		

様式第5(第11条第1項・第19条関係)

産業廃棄物再生利用業変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条第1項の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番	号	年	月	日	第	号
変更内容	事 項					
	変 更 前					
	変 更 後					
変 更 予 定 年 月 日	年	月	日			
変 更 の 理 由						
添付書類	※ 受 付 欄					
1 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）及び指定証						
2 申請者が東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条に該当しない旨を記載した書類						
	※係員印					

(注) ※印の欄には記入しないこと。

様式第6(第12条第1項・第12条第2項・第19条関係)

産業廃棄物再生利用業指定 変更
届出書
廃止

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

届出者 住 所

フリ ガナ
氏 名

〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () -

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 第12条第1項 の規定により、
第12条第2項

次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番 号	年 月 日 第 号		
事業の種類	再生輸送・再生活用		
変更内容	事項		
	変更前		
	変更後		
変更又は廃止年月日	年 月 日		
変更又は廃止の理由			
添付書類	※ 受 付 欄		
1 指定証の記載事項に変更がある場合又は指定に係る事業の全部を廃止した場合は指定証			
2 法人であって役員及び使用人の変更の場合は、東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条に規定する事項に該当しない旨を記載した書類	※係員印		

(注) 1 事業の一部を廃止したときもこの届出書により届け出ること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第7(第13条・第19条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第13条の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日 及 び 指 定 番 号	年 月 日 第 号
申 請 の 理 由	
添付書類 指定証 (亡失した場合を除く。)	※ 受 付 欄
	※係員印

(注) ※印の欄には記入しないこと。
様式第8(第18条・第19条関係)

産業廃棄物再生利用業事業計画書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

提出者 住 所

フリガナ
氏 名

(法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第18条の規定により、産業廃棄物再生利用業事業計画書を提出します。

事業の 範 囲	再生活用及び再生輸送 の別	
	取り扱う産業廃棄物の 種類	
事務所及び事業場の所在地		
再 生 利 用 の 目 的		
取引関 係	排出者の氏名又は 名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名 又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名 又は名称及び所在地	
	再生活用により得られ る有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		
		※ 受 付 欄
計画書取扱者	所 属	
	氏 名	※係員印

(注) ※印の欄には記入しないこと。
様式第9(第18条・第19条関係)

産業廃棄物再生利用業事業報告書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

報告者 住 所

フリガナ
氏 名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () -

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第18条の規定により、産業廃棄物再生利用業事業報告書を提出します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号		
報告期間	年度分 (年 月 日～ 年3月31日)		
事業の種類	再 生 輸 送	再 生 活 用	
取り扱う産業廃棄物の種類			
産業廃棄物再生輸送状況	別紙1のとおり		※ 受 付 欄
産業廃棄物再生活用状況	別紙2のとおり		
報告書取扱者	所 属		
	氏 名		※係員印

(注) ※印の欄には記入しないこと。